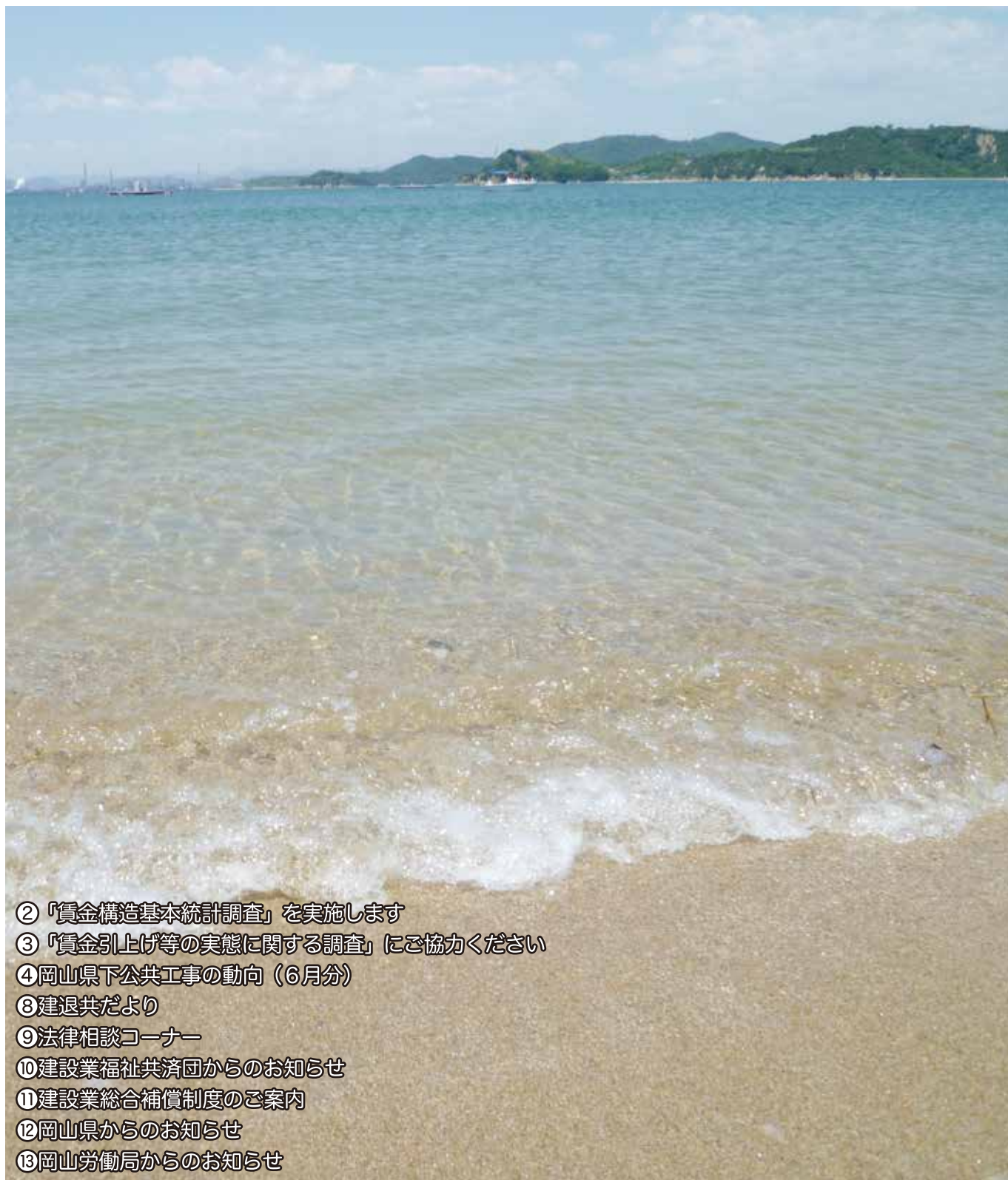


Okakenkyo News Letter

2026
7月
875号

岡山県建設業協会 会報



- ②「賃金構造基本統計調査」を実施します
- ③「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください
- ④岡山県下公共工事の動向（6月分）
- ⑧建退共だより
- ⑨法律相談コーナー
- ⑩建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑪建設業総合補償制度のご案内
- ⑫岡山県からのお知らせ
- ⑬岡山労働局からのお知らせ

白石島海水浴場[笠岡市]（提供：岡山県観光連盟）

「賃金構造基本統計調査」を実施します

厚生労働省

厚生労働省では、「令和8年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様には厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省から提供するExcel形式・PDF形式の調査票も利用できます。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp>）から、オンライン回答をすることもできます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/>

賃金構造 事業主 検索



「賃金引上げ等の実態に関する調査」に ご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「令和8年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業から産業別及び企業規模別に選定した約3,600企業を対象とし、1月から12月までの1年間の労働者の賃金改定状況について毎年調査しているものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※調査精度を維持するためにもぜひとも御理解・御協力のほど、よろしくお願いいたします。

岡山県下公共工事の動向〈6月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

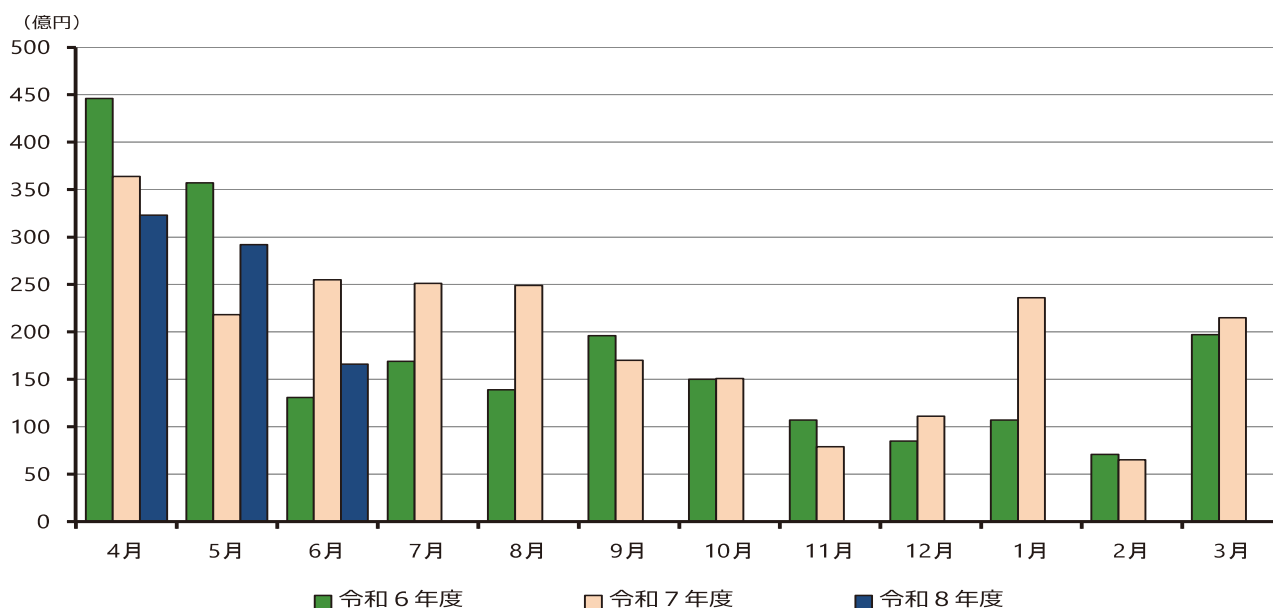
I. 単月（令和8年6月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	37	3,993	5	▲114	15.6%	▲2.8%
	独立行政法人等	5	1,732	▲3	▲2,902	▲37.5%	▲62.6%
	都道府県	89	3,821	▲12	1,472	▲11.9%	62.6%
	市町村	187	6,953	▲28	▲7,485	▲13.0%	▲51.8%
	その他公共的団体	3	101	2	108	200.0%	—
合 計		321	16,602	▲36	▲8,921	▲10.1%	▲35.0%
令和7年度		357	25,524	60	12,337	20.2%	93.6%
令和6年度		297	13,186	▲77	▲7,997	▲20.6%	▲37.8%
令和5年度		374	21,183	63	2,975	20.3%	16.3%
令和4年度		311	18,208	▲32	▲2,753	▲9.3%	▲13.1%

月別請負金額の推移

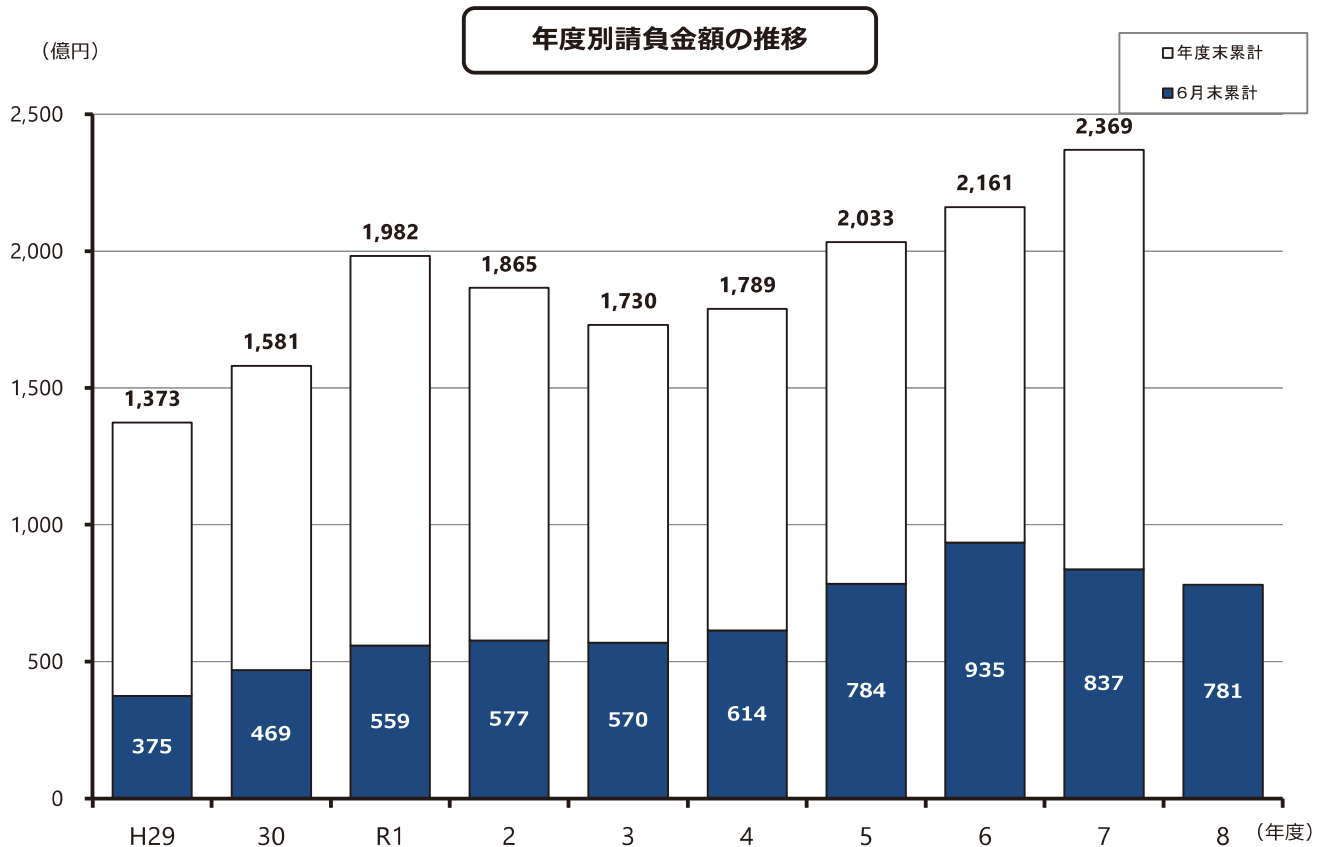


Ⅱ．累計（令和８年４月～令和８年６月）

１．全般の状況

（金額単位：百万円）

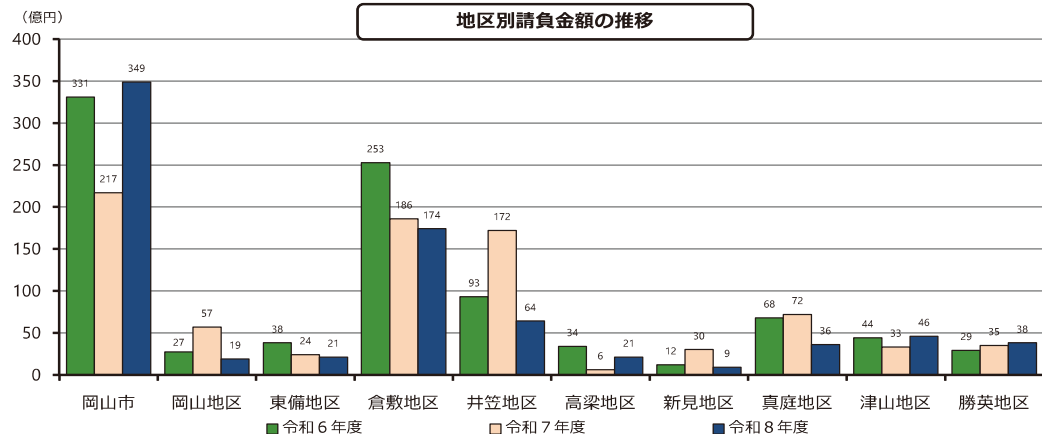
		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	60	6,340	▲1	▲2,674	▲1.6%	▲29.7%
	独立行政法人等	27	10,177	0	▲6,323	0.0%	▲38.3%
	都道府県	308	15,336	▲30	5,324	▲8.9%	53.2%
	市町村	382	43,792	▲66	6,548	▲14.7%	17.6%
	その他公共的団体	10	2,500	3	▲8,527	42.9%	▲77.3%
合 計		787	78,147	▲94	▲5,651	▲10.7%	▲6.7%
令和７年度		881	83,798	21	▲9,729	2.4%	▲10.4%
令和６年度		860	93,528	▲33	15,059	▲3.7%	19.2%
令和５年度		893	78,468	40	16,992	4.7%	27.6%
令和４年度		853	61,476	▲5	4,376	▲0.6%	7.7%



2. 地区別・発注者別請負金額の状況（前年同期比）

（金額単位：百万円）

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山市	34,955	13,201	60.7%	国	2,490	▲1,325	▲34.7%
				独法等	1,913	▲66	▲3.3%
				都道府県	5,427	2,809	107.3%
				市町村	24,243	10,902	81.7%
				その他	881	881	<
岡山地区	1,973	▲3,789	▲65.8%	国	98	▲215	▲68.8%
				独法等	0	▲399	—
				都道府県	222	▲185	▲45.6%
				市町村	1,653	▲2,776	▲62.7%
				その他	0	▲211	—
東備地区	2,117	▲352	▲14.3%	国	771	624	425.2%
				独法等	26	▲1,450	▲98.2%
				都道府県	742	108	17.2%
				市町村	576	364	171.3%
				その他	0	0	—
倉敷地区	17,454	▲1,161	▲6.2%	国	1,266	▲513	▲28.9%
				独法等	411	▲1,378	▲77.0%
				都道府県	2,512	1,050	71.9%
				市町村	12,397	▲593	▲4.6%
				その他	866	273	46.1%
井笠地区	6,420	▲10,839	▲62.8%	国	810	▲1,566	▲65.9%
				独法等	1,360	650	91.5%
				都道府県	1,012	148	17.2%
				市町村	2,560	▲751	▲22.7%
				その他	676	▲9,320	▲93.2%
高梁地区	2,163	1,519	235.9%	国	0	▲25	—
				独法等	1,545	1,545	<
				都道府県	262	61	30.9%
				市町村	355	▲61	▲14.8%
				その他	0	0	—
新見地区	908	▲2,158	▲70.4%	国	18	▲50	▲73.3%
				独法等	42	▲1,636	▲97.5%
				都道府県	624	▲80	▲11.4%
				市町村	223	▲390	▲63.6%
				その他	0	0	—
真庭地区	3,632	▲3,648	▲50.1%	国	0	▲24	—
				独法等	2,388	▲3,712	▲60.9%
				都道府県	1,029	231	29.1%
				市町村	213	▲142	▲40.0%
				その他	0	0	—
津山地区	4,683	1,285	37.8%	国	568	292	106.1%
				独法等	32	▲339	▲91.2%
				都道府県	2,746	1,534	126.7%
				市町村	1,259	▲52	▲4.0%
				その他	76	▲149	▲66.2%
勝英地区	3,838	293	8.3%	国	317	132	71.7%
				独法等	2,455	465	23.4%
				都道府県	755	▲355	▲32.0%
				市町村	309	50	19.4%
				その他	0	0	—
合 計	78,147	▲5,651	▲6.7%	国	6,340	▲2,674	▲29.7%
				独法等	10,177	▲6,323	▲38.3%
				都道府県	15,336	5,324	53.2%
				市町村	43,792	6,548	17.6%
				その他	2,500	▲8,527	▲77.3%



3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
1 0 0 0 万円未満	77	2,251	28	1,303	57.1%	137.5%
5 0 0 0 万円未満	527	20,905	▲102	▲5,933	▲16.2%	▲22.1%
1 億円未満	77	4,922	▲20	▲1,859	▲20.6%	▲27.4%
3 億円未満	27	2,438	5	1,462	22.7%	149.7%
中小計	708	30,518	▲89	▲5,026	▲11.2%	▲14.1%
5 億円未満	9	1,715	3	1,569	50.0%	1074.4%
1 0 億円未満	8	852	▲6	582	▲42.9%	215.7%
1 0 億円以上	36	10,218	1	▲15,079	2.9%	▲59.6%
大手計	53	12,786	▲2	▲12,927	▲3.6%	▲50.3%
共同企業体	26	34,842	▲3	12,302	▲10.3%	54.6%
合 計	787	78,147	▲94	▲5,651	▲10.7%	▲6.7%

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
土 木	429	29,228	▲84	▲6,786	▲16.4%	▲18.8%
建 築	76	16,814	▲32	▲5,484	▲29.6%	▲24.6%
電 気	63	5,078	14	▲1,010	28.6%	▲16.6%
管	37	2,706	4	▲3,289	12.1%	▲54.9%
測量・調査・設計	143	2,537	8	653	5.9%	34.7%
その他	39	21,781	▲4	10,267	▲9.3%	89.2%
合 計	787	78,147	▲94	▲5,651	▲10.7%	▲6.7%

(建退共だより)

令和8年10月1日から

建退共の制度が 一部かわります。

中小企業退職金共済法施行令の一部が改正され、令和8年10月1日から施行されることに伴い
建退共の制度が下記のとおり変更されます。

退職金の予定運用利回りの引き上げに伴い、退職金額が変わります。

1. 中小企業退職金共済法に基づき5年ごとに退職金額等の見直しを行うこととされており、見直しの結果、退職金の予定運用利回りが1.3%から**1.5%**に引き上げられます。
2. 令和3年10月1日以降の掛金納付があり、かつ退職金請求事由が令和8年10月1日以降の場合は、令和3年10月1日以降の掛金納付分についても1.5%の予定運用利回りが適用されます。
3. 令和8年10月1日以前に退職金請求事由が発生する方は従来どおり1.3%のままとなります。
4. 掛金日額は変わりませんので、現在の共済証紙(320円)を継続してご使用になれます。
5. 退職金ポイントも変わりません。

新退職金額早見表(掛金日額320円で計算、令和8年10月1日以降に加入した場合)

掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
1年(12月)	24,192円	25年(300月)	2,543,856円
2年(24月)	161,280円	30年(360月)	3,148,656円
5年(60月)	415,296円	35年(420月)	3,783,024円
10年(120月)	903,168円	40年(480月)	4,449,648円
20年(240月)	1,978,032円	45年(540月)	5,164,656円

(注)1. この表は、日額320円から掛金納付を始めた人の場合で、証紙・ポイント252日分を1年と換算して計算した退職金の額です。

2. 改定後の退職金額は、請求事由発生日が令和8年10月1日以降となる方が対象となります。
3. 掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。
4. 遺族請求の場合、掛金納付月数が12月以上24月未満における退職金額は、掛金相当額となります。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

お問い合わせ 建退共本部 TEL : 03-6731-2831 FAX : 03-6731-2895 / 各都道府県支部

建退共本部ホームページ

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

第193回 施工写真・デジタルデータのトラブルとリスク管理のポイント

●相談内容● 当社では業務効率化のため、現場での写真撮影や施工管理にアプリやデジタルツールを導入しています。しかし先日、退職した従業員が過去に担当した現場で、本来撮影すべき箇所とは別の類似した部分の写真を流用していたことが発覚しました。意図的な改ざんではないようですが、発注者や元請からデータ偽装だと責任を追及されたり、工事のやり直しを求められたりしないか不安です。会社としてどのような対策をとるべきでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

デジタルデータ・写真の管理と法的リスク

建設現場における工事写真や検査データは、契約通りに適切な施工が行われたことを客観的に証明する極めて重要な証拠です。これらに誤りや、不適切な流用・加工があった場合、たとえ現場担当者「うっかりミスや業務を急ぐための安易な判断であったとしても、会社側は深刻な法的・経営的リスクを負うことになります。

適切な施工が証明できない場合、契約不適合があるものとみなされ、引き渡し後であっても壁や床を壊しての再検査や、施工のやり直し、それに伴う損害賠償を請求される可能性があります。

また、虚偽の施工記録や検査結果を提出した行為は、建設業法における「不正な行為」や「不誠実な行為」に該当する可能性が高く、指示処分や営業停止処分、さらには経営事項審査（経審）の減点といった致命的なペナルティを受ける恐れがあります。

担当者が勝手にやったことという弁解は通用せず、会社の社会的信用が一瞬で失墜するリスクを孕んでいます。

具体的な運用

上記の運用にあたり、参考となるものとして、公共工事の工事写真について定めた「営繕工事写真撮影要領」があります。具体的に、撮影対象、撮影箇所、撮影方法といった撮影の内容から、編集の禁止に関する定め、写真媒体の提出方法についても定めがあります。

公共工事以外であれば、当事者間に具体的な合意がなければ、双方を拘束するような条項はありません。写真を用いる場合は、私人間の契約でも同様の規約を作成するのが望ましいといえます。

適切なルール化

デジタルツールは非常に便利である反面、データの扱いを誤れば会社を揺るがす大きなリスクに変わります。現場の裁量やモラルに頼るのではなく、会社として正しい記録を残し、それを検証する社内ルールを明確にしておくことが、不当なペナルティを防ぎ、会社の利益と信頼を守る決定的手段となります。

それこそ規定を作る際には、「営繕工事写真撮影要領」が参考になります。会社のニーズに合わせた規定づくりを希望される場合はご相談ください。

建設業を守る

法定外労災補償制度

建設共済保険

保険金

- 被災者補償(労働者福祉)
- 諸費用補償(企業防衛)

令和8年4月より
保険金区分新設
7,000万円・6,000万円

契約期間の途中からでも
増額可能

示談金の高額化に対応
手厚い補償

様々なサービスの提供

建設企業

事業主および下請を
含む労働者を補償

契約者割戻金

令和4年4月より
契約者割戻金制度開始
掛金負担が軽減

令和7年度割戻率
30.88%

◆育英奨学事業 ◆労働安全衛生 推進事業

返済不要の育英奨学金

現場で役立つ安全用品
女性専用トイレ・
女性専用更衣室の設置に
対する助成等

割戻金により増額時の
掛金負担が軽減

割戻率・
期中増額周知月間

6月1日→7月31日

- 共済団調査でも労災事故発生時に企業が負担する金額は
上昇傾向にあり、示談金等の平均は3,021万円に増加
- 本制度は契約期間の途中からでも保険金区分の増額が可能
一日も早い増額を推奨します!

建設共済保険の詳細は
HPをご覧ください!

正確な掛金試算や資料請求はこちらまで

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8(虎ノ門琴平タワー11階)

0120-913-931 **FAX 03-3591-8474**

(取扱機関)

(一社) 岡山県建設業協会

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10建設会館2階

TEL 086-225-4131 **FAX 086-225-5388**



地盤崩壊危険補償特約 のご案内

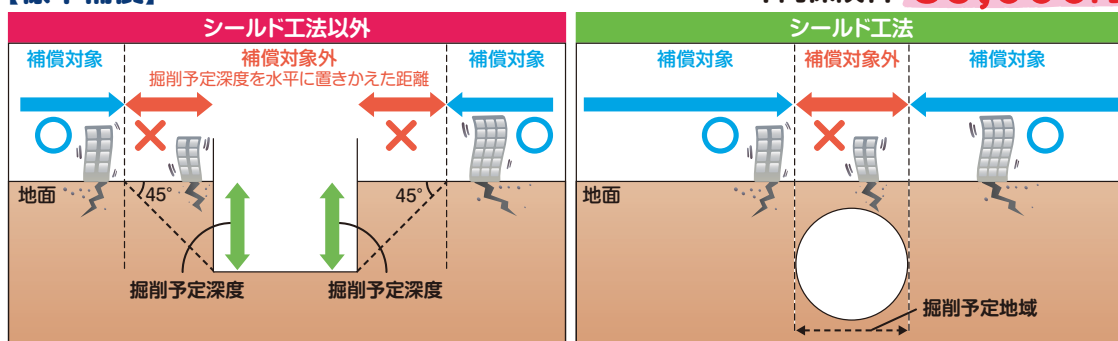
工事中の地盤崩壊事故に備えを!

地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。
一般的な請負業者賠償責任保険で補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、
建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です!
しかも「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償・ワイドプラス補償)」なら標準補償で補償されない部分もカバー!!

支払限度額: 1事故、保険期間中 **1,000万円**もしくは**2,000万円**(免責金額5万円)

完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合

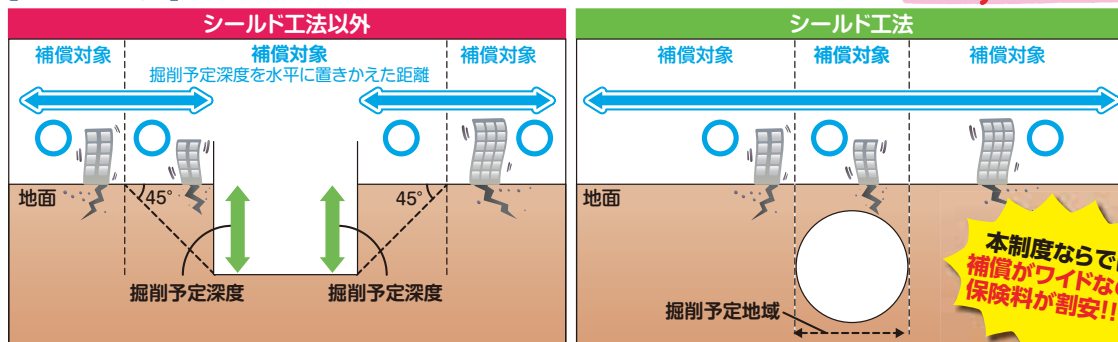
【標準補償】



地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)で安心!

【ワイド補償】※ワイド補償により新たに支払対象となる部分には、縮小支払割合50%が適用されます。

年間保険料 **58,000円**



地盤崩壊危険補償特約(ワイドプラス補償)で更に安心!

【ワイドプラス補償】

年間保険料 **75,000円**

ワイド補償と同じ補償範囲で縮小支払割合の適用がありません。

支払限度額を上限に **損害額の100%をお支払い** (注2)

ワイド補償に
プラスした
補償

標準補償・ワイド補償にご加入の皆様はワイドプラス補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか? ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

(注1) 団体のスケールメリットを活かした、個別にご加入いただくよりも割安な保険料です。

(注2) 縮小支払割合の適用はありませんが、免責金額が適用されますので、5万円は自己負担となります。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社

※このチラシは保険(請負業者賠償責任保険)の特約の概要を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B26-900074 承認年月: 2026年4月

夏の交通事故防止

いよいよ本格的な夏がやって来ます。夏休みシーズンは、イベントや旅行等、外出の機会も増えますが、楽しい計画が交通事故で悲しい思い出に変わることがないように、次のことに注意しましょう。

1 旅行の計画はゆとりをもって！

レジャーシーズンは道路が大変混雑します。お出かけの際は、行先までの交通状況を事前に十分調べておきましょう。また、渋滞に巻き込まれることも予測して、時間に無理のない、余裕のある計画を立てましょう。

2 運転はゆとりをもって「ゆずる・とまる・まもる」

渋滞すると気分がイライラしがちですが、焦らず、ゆとりある運転を心がけましょう。また、旅行など長時間・長距離の運転では、暑さによる疲れも懸念されます。無理をせず、早めに休憩をとりましょう。運転する際は、信号、合図などの交通ルールを守り、「ゆずる・とまる・まもる」を心がけましょう。

3 子どもの事故に気をつけましょう！

夏休み期間は子どもの外出も増えます。子どもが出かける前には「車に気をつけて」と一声かけるなど家庭でも注意してください。また、ドライバーの皆さんは、子どもたちの動きに十分注意し、思いやりのある運転と早めのブレーキを心がけましょう。

4 夜のお出かけには反射材の着用を！

夏は、涼しくなる夕暮れ時や夜間に散歩等の外出をする機会が多くなります。夜間等の外出には、夜光タスキなどの反射材やLEDライトを活用し、自分の存在を車にアピールしましょう。ドライバーの皆さんは危険を早く察知できるよう、ライトを早めに点灯し、先行車や対向車がないときには、上向きライトを活用しましょう。

5 許さない！飲酒運転

飲酒運転は「犯罪」です。お酒を飲んだら、たとえすぐ近くでも、絶対に車を運転してはいけません。アルコールは少しの量でも運転に悪影響を及ぼし、死亡事故などの重大事故につながります。周りの人も注意して、みんなの力で飲酒運転を根絶しましょう。

6 全席シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう！

シートベルトは、万一の際、あなたや家族を守る命綱です。車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを必ず着用しましょう。また、6歳未満の子どもを同乗させる際には、必ずチャイルドシートを使用しましょう。

7 自転車も車の仲間です。ルールを守って乗りましょう

自転車は手軽で便利な反面、ちょっとした不注意が重大な事故を招きます。自転車も法令上は「車両」です。責任をもってルールを守り運転しましょう。自転車に乗るときにはヘルメットを着用しましょう。また、岡山県内では「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車保険の加入が義務となっています。自転車による加害事故で高額賠償となる事例も見られます。必ず自転車保険に加入しましょう。

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

(岡山労働局からのお知らせ)

もっと自分らしい働き方 休み方
Refresh!

年次有給休暇 を
上手に活用し
働き方・休み方を
見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※１）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※２）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイトURL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※１）年次有給休暇の付与日数のうち、５日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※２）年次有給休暇の付与は原則１日単位ですが、労使協定を締結すれば年５日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

協会日誌

- 8.6. 1 岡山県水害対応訓練
- 8.6. 3 全建 表彰部会（社会貢献功労者）（WEB）
- 8.6. 3 岡山県職業能力開発協会 通常総会
- 8.6. 9 全建 令和8年度定時総会（東京）
- 8.6.11 中国地方整備局長意見交換
- 8.6.11 国土交通省との意見交換会
- 8.6.16 岡山県建築住宅センター(株)株主総会・取締役会
- 8.6.23 岡山県建設業関係労働時間削減推進協議会
- 8.6.25 岡山労働局人材確保対策推進協議会
- 8.6.26 西日本建設業保証(株)第74回定時株主総会（大阪）
- 8.6.29 第57回評議員会（建設業退職金共済事業関係）（東京）

とれたて おかやま いただきます！



地産地消♪パフェ

**進めよう！
地産地消
おかやま**

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp